

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		再生利用一般廃棄物・運送業者の指定
根拠法令及び条項		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号
所管部課係名		市民生活部環境課生活環境係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>省令第2条第2号の規定による。 (一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者) 第2条 法第7条第1項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略 (2) 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみ収集又は運搬を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの</p> <p>省令第2条第2号中「再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物」については、事案ごとの裁量が大きく、上記の条文に定める以外の基準を設定することは困難である。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成28年9月16日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	20日
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)